

『教員組織・職員組織』

9 教員組織・職員組織

(9-1) 教員組織

基準 9-1-1

理念と目標に応じて必要な教員が置かれていること。

- 【観点 9-1-1-1】 大学設置基準に定められている専任教員(実務家教員を含む)の数及び構成が恒常的に維持されていること。
- 【観点 9-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数(実務家教員を含む)が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること(例えば、1名の教員(助手等を含む)に対して学生数が10名以内であることが望ましい)。
- 【観点 9-1-1-3】 観点9-1-1-2における専任教員は教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていることが望ましい。

[現状]

本学薬学部教育理念・目標を念頭に置きつつ、問題解決能力、研究能力を有する「科学者としての薬剤師」・「地域社会ならびに人類の幸福に貢献する薬剤師」の養成をめざし、薬学教育モデル・コアカリキュラムを包含した本学独自のカリキュラムを作成し、その教育を遂行しうる専門の教員組織を構築している。

本学薬学部の全専任教員数は67名(教養教育担当教員9名を含む)であり、収容定員数に関わる法的な教員数32名を上回っている。職位別には、教授21名、准教授15名、講師19名、助教12名である。薬学教育6年制に向けて構築された本学薬学部の理念・目標に応じた薬学部カリキュラムでは、薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容を網羅し、本学独自のオリジナル科目を加えている。薬学部カリキュラムでは「早期体験学習」、「医療福祉活動演習」、「実務実習」などの実務現場研修・実習を重視した科目が必修であり、そのための実務経験のある教員が必要とされる。本学薬学部の収容定員数から必要とされる実務家教員数は6名であるが、現在7名の実務家教員及び1名の見なし教員(本学付属病院薬剤部長)計8名を採用して、教育に当たっている。また、本学個性差医療科学センター薬学部門(附属病院薬剤部勤務)の講師3名、助教2名計5名の教員を薬学部兼担教員(実務担当教員)とし、実務研修関連の教育に当たっている。

実務家教員以外の専任教員数は現在60名であるが、6年制教育対応の一環として、教育研究組織としての小講座制を廃止し、大講座制の導入による教員の教育・研究体制の効率化をめざしてきている。目標とする薬剤師養成教育を遂行する上では、少人数教育を随所に取り入れる必要があるが、本学薬学部では「基礎薬学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設け、マンツーマン教育による問題解決能力、研究能力の育成を取入れているが、教員の負担が増大していることが考えられる。また、共用試験CBT、OSCEにかかわる演習や実務実習前学習などに全ての教員が参加し、6年制

完成時には、全教員が実務実習の施設訪問を行うこと、リメディアル教育などの補習教育により益々負担が増大することが懸念される。

[点検・評価]

医療薬学を充実していくために実務家教員が必須であり、現在7名の実務家教員(本学薬学部設置上6名必要)に加え、本学付属病院薬剤部の教員(个体差医療科学センター教員)6名を薬学部兼担(実務担当教員)として教育に当たっていることは評価できるが、今後増大していく実務関連実習を視野に入れた場合には更なる専任の実務家教員の充実が必要とされるであろう。一方、6年制教育カリキュラムでは問題解決型教育が重視され、少人数教育を中心としたSGDやPBLなどでは複数の教員が必要とされる、さらに、専任教員のほとんどが次年度より行われる実務実習の施設訪問など多くの負担増が生じてくることが予想され、早急な対策が必要である。本学薬学部の専任教員の職位は教授21名(1名の見なし教員を含む)、准教授15名、講師19名、助教12名計67名であり、その比率は適切なものと思われる。また、現時点での薬学教育6年制における学生数は652名(4年次までの収容定員620名)であり、教員一人あたりの学生数は、ほぼ10名であり、適切なものであるが、6年制完成時には約14名となり、さらなる専任教員の増員が必要となるのである。

[改善計画]

実務家教員については、今後、実務実習あるいは事前学習が中心となる。そのため、あらたに、複数の実務家教員の採用を検討すると同時に、臨床現場の薬剤師を非常勤講師あるいは臨床講師として委嘱し、本学における事前実習あるいは臨床系実習の一部担当をお願いする。また、本学薬学部では4年制教育において、病院実習、薬局実習を行い、実習アドバイザーとして現場の薬剤師に実務関連の教育・企画を担当していただいております。6年制教育においても踏襲し、実務実習関連科目の教育に当たってもらう。また、専任教員の負担増に対応するため、リメディアル教育、補習教育などを担当する教員の導入について本学教育開発センターとの協働で検討を行う。

基準 9-1-2

専任教員として、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

(1) 専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者

(2) 専門分野について、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者

[現状]

本学薬学部カリキュラムに対応した科目を担当可能な教育的実績及び担当専門分野における研究業績により専任教員の選考を行っている。教員の選考基準としては、薬学部教員選考基準内規に基準となる教育研究歴・発表論文数が明記されており、その基準(教授：教育研究歴 12 年以上、学術論文 20 編以上、准教授：教育研究歴 5 年以上、学術論文 12 編以上、講師：教育研究歴 5 年以上、学術論文 8 編以上)にしたがって、該当する専門分野の教員を選考している。講師以上の職位の教員採用にあたっては公募を基本としており、選考委員会により資格審査を行い、3 名以内の候補者にしぼられた後、教授会による投票で候補者を決し、学長に上申し、評議会の議を経て理事長が任免している。助教・助手に関しては各講座の教授より推薦された候補者について教授会の承認を経た後、先と同様にして採用している。一方、昇任については資格審査を行った後、上記採用と同様な手順を経て教授会にて決定する。また、薬学部教員で一般教養担当教員については、全学教育との関連をにらみ、薬学部で採用・昇任を発議し、薬学部、教養連絡会議、大学教育開発センターのメンバーよりなる選考委員会にて 3 名以内の候補者を選び、教授会にて投票により決定しており、教育上及び研究上優れた実績を有する者を選考している。実務家教員については、上記と同様に選考するが、選考資格として専任教員の資格を当てはめず、実務での業績(5 年以上の実務経験と教育研究歴)をもとに判断し、優れた知識・経験及び技術・技能を有する教員を選考している。

[点検・評価]

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性については、規程に則し、取り扱われており、妥当なものであると考える。しかしながら、実務家教員については、今後の 6 年制教育の根幹をなす実務実習を担当するため、臨床現場における更なる新しい知識・技術の修得が欠かせないため、臨床現場での実務の研修も必要となるであろう。

[改善計画]

現在のところ、特段の問題はないが、実務家教員については、本学付属病院での実務研修を行う予定である。

基準 9-1-3

理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 9-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目について、専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 9-1-3-2】 教員の授業担当時間数は、適正な範囲内であること。

【観点 9-1-3-3】 専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

【観点 9-1-3-4】 教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

[現状]

平成 21 年 5 月現在、本学薬学部全専任教員数は 65 名(教養教育担当教員 9 名を含む)であり、収容定員数に関わる法的な教員数 32 名を上回っている。職位別には、教授 21 名、准教授 15 名、講師 17 名、助教 12 名である。新たに構築されたカリキュラムでは、薬学モデル・コアカリキュラムの内容を網羅し、本学独自のオリジナル科目を加えている。薬学カリキュラムでは「早期体験学習」、「医療福祉活動演習」、「実務実習」などの実務現場研修・実習を重視した科目が必修であり、そのための実務経験のある教員が必要とされる。本学薬学部の収容定員数の設置上、要求される実務家教員数は 6 名であり、平成 21 年 10 月現在 6 名の実務家教員を採用して、教育に当たっている。また、本学個別差医療科学センター薬学部門(付属病院薬剤部に勤務)の教授 1 名、講師 3 名、助教 2 名の教員を見なし実務家教員とし、実務研修関連の教育に当たっている。さらに、今年度より実務家教員として企業に 2 年間の派遣教員を要請し、現在 1 名が企業から派遣された実務家教員(客員講師)として勤務している。

一方、4 年制薬学教育時より学生数の増加があるにもかかわらず、実務家教員以外の専任教員の増員がなされておらず、教員には大きな負担増が考えられた。そこで、6 年制教育対応の一環として、平成 17 年度に従来の教育研究組織としての小講座制を廃止し、大講座制の導入による教員の教育・研究体制の効率化をめざしている。目標とする薬剤師養成教育を遂行する上では、少人数教育を随所に取り入れる必要があるが、本学薬学部では「基礎薬学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設け、マンツーマン教育による問題解決能力、研究能力の育成を取入れているが、教員の負担が増大していることが考えられる。また、今年度より実施される共用試験 CBT、OSCE 対策に全ての教員が参加し、6 年制完成時には、全教員が実務実習の施設訪問を行うことなどにより益々負担が増大することが懸念される。

以下に平成 20 年度薬学部専任教員による授業時間数、他学部への兼任状況、非常勤講師としての学外への兼任状況を示した。専任教員の週当たりの授業時間は教授職、准教授職、講師職において最低、最高に約 2 倍の差があるものの、週平均 8~9 授業時間である。教育及び研究上の職務を補助するため、TA 及び RA を採用しているほか、一部研究補助員も配置している。

専任、兼担、兼任の割合

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
科目数	17	17	13	15	16	15	14	5	112	
専任	15	16	11	15	15	15	12	5	103	92.0
兼任	1	0	1	0	1	0	2	0	5	4.5
兼担	1	1	1	0	0	0	1	0	4	3.5

専任教員の授業担当状況

区分	教授	准教授	講師	備考
最高	14.1 授業時間	9.9 授業時間	12.1 授業時間	1 授業時間：80分
最低	7.1 授業時間	5.1 授業時間	6.0 授業時間	
平均	9.7 授業時間	7.9 授業時間	8.9 授業時間	

薬学部教員年齢構成

職位	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	30歳以下	全体	平均年齢
教授 (%)	5 (23.8)	11 (52.4)	4 (19.0)	1 (4.8)					21	57.8歳
准教授 (%)		3 (20.0)	2 (13.3)	4 (26.7)	5 (33.3)	1 (6.7)			15	48.2歳
講師 (%)					6 (35.3)	7 (41.2)	4 (23.5)		17	39.5歳
助教 (%)							4 (33.3)	8 (66.7)	12	29.2歳
全体 (%)	5 (7.7)	14 (21.5)	6 (9.2)	5 (7.7)	11 (16.9)	8 (12.3)	8 (12.3)	8 (12.3)	65	45.5歳

[点検・評価]

- ・薬学における教育上主要な科目について、専任の教授又は准教授が適正に配置されている点は評価できる。(観点 9-1-3-1)
- ・教員の授業担当時間数は、適正な範囲内である点は評価できる。
(観点 9-1-3-2)
- ・専任教員の年齢構成に著しい偏りがないことは評価できる。
(観点 9-1-3-3)
- ・教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する補助者が適切に配置されていることは評価できる。(観点 9-1-3-4)

[改善計画] 特になし。

基準 9-1-4

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-1-4-1】 教員の採用及び昇任においては、研究業績のみに偏ること無く、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されていること。

[現状]

教員(専任)の募集・任免・昇格については教員任用規程に、実施方法は教員選考委員会内規、教員選考基準及び薬学部教員選考基準内規に、また客員教員の委嘱については客員教員規程に明文化され、これに基づき行われている。また、実務家教員の選考に当たっては、その実務経験・業績及び教育研究歴を加味して選考を行っている。現在のところ、研究業績に加えて、教育上の指導能力を適切に評価するシステムとして、選考にあたって担当科目に関するプレゼンテーションを教授会メンバーの前で行い、その内容を加えて投票による選考を行っている。また、内部よりの昇任に関しては、上記プレゼンテーションに加えて、毎年行われている「教員評価制度」のデータも利用されている。尚、「教員評価制度」の内容は、教育(担当講義、大学院担当、実習施設訪問、授業評価、教科書などの作成、卒業研究、個別指導など)、研究(著書、学術論文、特許、学会発表など)、社会的貢献(国・地方団体、職能団体、学会活動、学会理事、評議員、生涯学習・後援会など)及び管理運営(教育役職者、全学委員会委員、学部内委員、附属施設業務、入試業務、広報活動など)を点数化して教員評価としている。

[点検・評価]

教員の採用及び昇任において、任用規定に教育実績(教育・研究経験)が明記されているが、指導能力を評価することは書面上では不可能である。そのため、担当教科に関する教育方法のプレゼンテーションを行っていることは評価できるが、往々にして研究業績に偏った選考となることは否めない。また、授業評価などを含めた「教員評価制度」を導入し、教育方法や指導方法の改善に取り組んでいることは評価できるが、それらのデータをどのようにして用いるかなどは十分な議論がなされておらず、今後の課題である。

[改善計画]

教員の教区上での指導能力を適切に判断する上で、現在導入している「教員評価制度」を昇任の基準として用いることを明示する。一方、大学教員としての研究能力も必要とされるため、教育業績・研究業績のバランスがとれた教員の採用・昇任のシステム作りについて検討を行う。

(9-2) 教育・研究活動

基準 9-2-1

理念の達成の基礎となる教育活動が行われており、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

- 【観点 9-2-1-1】 医療及び薬学の進歩発展に寄与するため、時代に即応したカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。
- 【観点 9-2-1-2】 時代に即応した医療人教育を押し進めるため、教員の資質向上を図っていること。
- 【観点 9-2-1-3】 教員の資質向上を目指し、各教員が、その担当する分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する薬学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料（教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等）が、自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていること。
- 【観点 9-2-1-4】 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会的貢献活動も自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

[現状]

教務部長を委員長とするカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの妥当性やその見直しなどについて協議を重ねている。構成メンバーは、創薬化学、生命物理科学、分子生命科学、薬理学、薬剤学、実務薬学教育研究の各分野の教員（教授）に、教養科目（化学）担当教授と薬事・法規担当准教授を含めた10名である。6年制の完成まではカリキュラムの大幅な見直しを行わないが、各委員は日頃から各分野内の授業担当教員からカリキュラムの見直しについて意見交換を行っており、それを基に様々な見直し案がカリキュラム検討委員会に報告されている。

本学では、教員の諸活動を点検評価しその水準を向上させることを目的として「教員評価規程」が定められ、毎年教員評価が実施されている。この教員評価では教育活動（担当講義科目・コマ数、大学院担当コマ数、授業評価、FD参加、学位論文に対する貢献、教科書執筆、卒業研究指導、個別指導学生数など）、研究活動（原著論文数、学会発表数、特許・実用新案、受賞、論文査読数、外部研究費獲得状況など）、社会貢献（国・地方団体委員、職能団体委員、学会活動、生涯学習・講演会など）、管理運営（学内役職、全学委員、学部内委員、入試業務、広報活動など）について教員毎に詳細な調査が行われている。各調査項目は規定の基準によりすべて点数化され、総合点数が4段階（S、A、B、C）にランク付けされ、勤勉手当の増減（S：0.2ヶ月分増、A：0.1ヶ月分増、B：増減なし、C：0.1ヶ月分減）に反映されている。Cの場合には指導対象となるが、平成20年度において薬学教員はすべてBランクと評価された。また、各教員より報告された各活動内容は、事務局によってデータ化され、毎春に発行される自己点検・評価概要「MESSAGE」に掲載されている。

さらに、全学FD委員会ならびに薬学部FD委員会が組織され、各教員の教育力

の向上に向けた講演会やワークショップなどが積極的に開催されている。

本学では、平成4年に「自己点検評価」を学則に位置づけ、新たに「点検評価規程」を制定した。以来「全学審議会」を中心として積極的に自己点検・評価活動を推進している。平成6年に第三者評価機関である「大学基準協会」の正会員校となり、平成8年に大学基準協会が初めて実施した「相互評価」に申請し、平成9年3月に「第1回相互評価認定大学」となった。平成15年4月に、本学にとって2回目となる相互評価を申請し、平成16年3月同協会から「大学基準に適合している」との認定を受けた。平成22年度に3回目の評価を受けることになっており、現在その準備が進められている。

[点検・評価]

- ・カリキュラム検討委員会は今後のカリキュラムの見直しに向けて準備を進めるなど、良好に機能していると判断される。時代に即応した6年制カリキュラムを引き続き確立していくために、今後さらに各教員間での議論を活発化していく必要がある。
- ・教員評価結果に表れているように、各教員は日頃よりその専門性を活かして教育上及び研究上の業績の拡大に努めていると見なすことができる。しかしながら、教員評価に対する認識が各教員に浸透しているとは言い難く、ともすれば義務的に行われている傾向も見られる。教員評価を教育研究活動の活性化に繋げていけるような工夫が必要であると思われる。

[改善計画]

現在のところ早急な改善を必要とする問題点は見当たらないが、教員評価におけるプラス評価は、現在のところ勤勉手当への反映に限られている。今後は研究費の増額や傾斜配分、ベストティーチャー賞の導入など、教員相互の活動を一層刺激するための施策の導入も望まれる。

基準 9-2-2

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われ、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-2-1】 教員の研究活動が、最近 5 年間に於ける研究上の業績等で示されていること。

【観点 9-2-2-2】 最新の研究活動が担当する教育内容に反映されていることが望ましい。

[現状]

薬学 6 年制教育のスタートに伴い収容学生数が大幅に増加するにもかかわらず、実務家教員以外の専任教員の増員はなされず、教育及び研究の両面で専任教員の負担が増大することが懸念された。そこで、従来の 16 研究室より成っていた小講座制を平成 17 年度に廃止し、大講座制の導入による教育及び研究体制の効率化を図っている。

平成 19 年度に研究業績データベースが本学に導入され、過去 5 年間に限らず全教員の研究業績がホームページ上に「研究活動」として公表されることとなった。また薬学部の活動状況を広く公表するために、薬学部ホームページ (<http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/~pharm/index.html>) が開設され、ここでは学部長メッセージ、薬学部の教育理念・教育目標、沿革、薬学部の特色、履修カリキュラム、就職状況、講座一覧などが掲載されている。講座一覧では、各講座が独自に公表している研究業績(学術論文リストや学会発表リスト)にアクセスできるようになっている。

主要授業科目の多くはそれに関連する研究に携わる教員が担当している。各教員は自己の研究成果や教科書にはまだ取り上げられていない最新の知見なども分かりやすく盛り込みながら、内容の深い授業を展開している。

現在、各講座(研究分野)では以下のような研究課題に取り組んでいる。

講座		研究内容
創薬化学	医薬化学	有機金属化合物を用いる合成反応の開発 生理活性インドールアルカロイドの合成研究 有用合成中間体の開発と合成化学への応用に関する研究
	薬化学	CYP(P450)阻害薬の合成とその構造活性相関に関する研究 新規含硫核酸誘導体の合成研究 光化学反応による含窒素複素環系の構築に関する研究
	生薬学	薬用植物の栽培研究 薬用植物の植物生理学的研究 酵素触媒生理活性ペプチド合成研究
生命物理科学	放射薬品化学	核医学診断薬剤及び治療薬剤の開発に関する研究 核医学治療の副作用軽減に関する研究 核酸塩基-芳香環の光誘起反応に関する研究
	薬品分析化学	胎児性胆汁酸の分析法(GC-MS、免疫測定法)の開発と体内動態及び先天性代謝異常に関する研究 胆汁酸生合成中間体の合成、分析と生合成機構の立体化学的研究 過酸化脂質及びリン脂質の微量定量法の開発研究
	薬品物理化学	プロテアーゼに関する基礎研究とドラッグデザイン X線結晶構造解析法によるタンパク質の構造研究 生理活性ペプチドの構造活性相関
分子生命科学	生化学	UGT1A遺伝子プロモーター領域の機能解析と遺伝子多型に関する研究 イサチン関連物質の病態マーカーとしての応用に関する研究 ナイロン膜固定型DNAを用いた遺伝子多型解析法の開発
	免疫微生物学	ウイルス糖タンパク質の構造と機能に関する研究 インフルエンザ及び牛白血病ウイルスの分子疫学 植物由来抗ウイルス活性物質の探索
衛生薬学	環境衛生学	薬用植物及び食品由来成分による複合的がん化学予防法の開発 脂溶性ビタミンによる加齢性疾患予防に関する分子栄養学的研究 医薬品及び食品の作用に関わる個体差要因の解明と遺伝子対応医療・栄養教育に関する研究
	衛生化学	食品成分の薬物代謝酵素に及ぼす影響と相互作用の予防 銀杏(ギンナン)食中毒の原因成分の体内動態に関する研究 薬物および食品の作用や毒性の個体差要因の解明に関する研究
薬理学	臨床薬理毒理学	血管収縮にかかわる生理活性物質に関する研究 病態モデル動物における神経伝達調節に関する研究 平滑筋の収縮調節と生理活性物質に関する研究
	病態生理学	情動ストレスと精神疾患の脳内機構に関する研究 幼時期ストレスと情動障害の脳内機構に関する研究 注意欠陥・多動性障害(ADHD)の病態と薬物治療に関する研究
	薬理学	消化管のセロトニン動態に関する病態生理学的研究 圧力付加装置を用いた擬似環境下における細胞内変化に関する研究 培養血管細胞を用いた生理活性物質の薬理作用に関する研究
薬剤学	薬剤学	多剤排出トランスポーターの機能制御による薬物動態変化に関する研究 薬物トランスポーターを介する薬物相互作用に関する研究 薬物による臓器特異的副作用発現の回避に関する研究
	製剤学	製剤の有効性の評価に関する研究 アシルグルクロン酸抱合体の生体内動態に関する研究 固体分散系を応用したアベイラビリティ改善の製剤学的研究
	臨床薬剤学	新しい投与剤形(DDS)の開発とその薬物動態学的解析 天然インテリジェント高分子を用いた徐放性液剤の開発 高齢者のQOLの改善を目的とした徐放性ゲル剤の開発
実務薬学教育研究		医薬品の適正使用とTDMに関する研究 医薬品による副作用の軽減と回避に関する研究

[点検・評価]

- ・各教員は、6年制教育が目指す高度医療人の育成に向けて、その基盤となる研究に積極的に取り組んでいると評価される。しかしながら、6年制カリキュラムが進行する中、各教員が研究に取り組む時間が十分に確保されていないために、今後徐々に研究業績が低迷していくことが懸念される。大講座制をより有効に機能させていくことが必要である。
- ・研究業績の公表は、かつては2～3年毎に全講座の論文リストを取り纏め、小冊子として配布することで行っていた。最近では、小冊子に代わるものとしてホームページを活用していることから、リアルタイムに研究業績を公表することが可能になっている。その一方で、各教員には自己責任で適宜研究業績を更新していくことが求められるが、これがすべての教員により確実に実施されているとは言い難い点がある。
- ・講座(研究分野)毎に解説されているホームページはそれぞれ独自のフォーマットで作成されているために、統一性が確保されていない。

[改善計画]

より広く社会へ研究業績を公開するために、薬学部ホームページを充実していくとともに、ReaD(研究開発支援総合ディレクトリ)などの学外サイトの利用も促進していく(すでにReaDを活用している教員はいる)。また、研究データベースの定期的な更新を全教員に義務づけるなどの対応を図り、研究業績の公表を徹底していく。また、研究業績の公開を統一フォーマットで行うよう、今後検討を進める。

基準 9-2-3

教育活動及び研究活動を行うための環境(設備, 人員, 資金等)が整備されていること。

[現状]

現在、薬学部の専任教員数は 67 名(教養教育担当教員 9 名を含む)であり、収容定員数に関わる法的な必要数 32 名を上回っている。内訳は教授 21 名、准教授 15 名、講師 19 名、助教 12 名である。

薬学部棟には現在、教員研究室スペースが 114 室(個室 53 室、共同研究室 61 室)あり、講師以上の教員にはほぼ全員に個室が割り当てられている。現在の研究体制として、7つの大講座の下に 17 の研究分野が置かれており、そのうちの 15 分野は教員 3 名体制(生化学は 4 名、実務薬学教育研究は 7 名)である。教員研究費については、他学部では教員毎に配分されている場合もあるが、薬学部については研究分野単位で配分されており、その額は年間 280 万円である。このうち一律 5%が個体差健康科学研究所プロジェクト研究費予算の一部に充当されている。また大学院生については博士・修士ともに 1 人につき 25 万円が所属研究分野に交付される。機器や消耗品並びに実験動物などの購入や学会参加旅費は教員研究費で賄うことになる。また、教員が学術雑誌等へ論文を掲載する際に要する経費の補助を目的として「論文掲載料補助規程」が整備されており、薬学部では平成 18 年度に 13 件(約 55 万円)、平成 19 年度に 15 件(約 60 万円)、平成 20 年度に 25 件(約 91 万円)の補助実績があった。

[点検・評価]

- ・現段階では専任教員の比率が高く、学業上の指導も十分行われている。しかしながら、6 年制完成に向けた開講科目数の更なる増加や長期実務実習における施設訪問などの新たな教育活動の導入を考慮すると、現在の専任教員数では研究活動を維持するのが困難になることが懸念される。
- ・教員研究費に関する予算については、概ね充実しているといえる。また、旅費等についても、執行上限額をもうけておらず教員にとって執行計画が立てやすい環境にある。
- ・6 年制教育の進行に伴い、今後 4 年生から 6 年生までが卒業研究を目的として各講座(研究分野)に配属されることになり、その数は 1 分野当たり 30 名近くになる。それらの学生を受け入れるための収容スペースの確保が喫緊の課題となっている。

[改善計画]

限られた教員数の中で、全教員が教育活動と研究活動を並立して遂行していくことは徐々に困難になりつつある。今後は、教員の適正に応じた役割分担を考慮

し、学部全体としての教育活動と研究活動の両立を目指していく。また一方で、研究活動の活性化のためには、意欲的に研究を展開している教員への重点的な予算配分を考慮する必要がある。大学全体での予算見直しが進められる中、研究活動をダイナミックに推進させ、より一層の活性化を図るための積極的な取り組みが不可欠であり、傾斜配分を含めた今後の教員研究費のあり方について検討が必要である。

基準 9-2-4

専任教員は、時代に適応した教育及び研究能力の維持・向上に努めていること。

【観点 9-2-4-1】 実務家教員については、その専門の知識経験を生かした医療機関・薬局における研修などを通して常に新しい医療へ対応するために自己研鑽をしていること。

[現状]

教育と研究の両立は大学教員に課せられた使命であり、各教員には常に向上心をもってこれに当たることが求められる。本学薬学部では、それを具現化する取り組みとして現在文部科学省の支援の下に2つの大型研究プロジェクトが推進されている。その1つが、平成18年度に選定されたハイテク・リサーチセンター整備事業「臨界期ストレスと脳の発育障害：分子基盤の解明と治療戦略への応用」である。この研究プロジェクトでは、幼児の心身の発達に影響を及ぼすと言われる母子を取り巻く様々なストレス因子の解析を行うとともに、これらに応答して成長後に発現する情動障害について幼弱期ストレス負荷動物を用いて神経機構の発達時期との観点から時空間的に追求している。この研究プロジェクトには全研究分野が参画し、ストレス性精神疾患の病因・病態や治療法を神経科学・免疫学・分子生物学的レベルで明らかにしようとしている。

また、平成20年に選定された戦略的研究基盤形成支援事業「薬草園を機軸とした北方系伝統薬物の生物多様性解析から創薬まで」では、本学薬草園内に「北方系伝統薬物研究センター」を建設し、3年の研究期間を掛けて、アイヌ民族が残した北方系伝統薬物の遺伝子保存や絶滅危惧種の栽培法確立と情報のデータベース化を進める。さらに、未知の薬効成分及びその機能の可能性を薬理学・免疫学・分子生物学的レベルで追求し、伝統薬物研究の先端的研究拠点の形成を目指している。これら2つの大型研究プロジェクトにより、高額の大型測定機器などが導入され、今後の研究活動に大きな寄与をなすことが期待できる。

平成14年に設置された個体差健康科学研究所では、2年毎に研究プロジェクトを公募し、点数化した研究業績を基に先端的な研究が期待できる40件前後の研究課題を選択し、その研究代表者を流動研究員と位置づけて研究費の傾斜配分を行っている。平成21年度に実施された研究プロジェクトの公募では薬学部から12名(教授5名、准教授4名、講師3名)が流動研究員に採択された。

また教育及び研究能力の向上を図るため、学内外及び国外の研究機関との共同研究、人的交流も積極的に行われている。平成20年度には3名の講師・助教が「海外研究員」として以下の研究機関に留学した。

- ・ Universite Paris VI 及び The University of British Columbia (6ヶ月)
- ・ University of Central Lancashire (3ヶ月)
- ・ The Scripps Research Institute Ganda Laboratory (7ヶ月)

さらに、本学の「海外派遣出張」を利用して、11名の教員が国際学会や国際シンポジウムに参加し、研究成果を発表するとともに国外研究者との交流を通して研

究の活性化に努めている。また、平成 19 年に中南大学(中国・長沙市)との大学間提携が実現したことに伴い、平成 20 年度には本学学長並びに他学部長とともに薬学部長が中南大学を表敬訪問し、今後の共同研究に向けた協議を行っている。

実務家教員の自己研鑽については、現在 7 名のうち 1 名が現在本学当別キャンパスにある歯科医科クリニック薬剤部において薬剤師業務に携わっている。

[点検・評価]

- ・ 2 つの大型研究プロジェクトや個体差研究所の流動研究員制度などを通して、薬学部教員は活発に研究能力の維持及び向上に努めていると評価される。
- ・ 過去 3 年間(平成 18～平成 20 年度)の論文総数(共著分を含む)は、平成 18 年 137 報、平成 19 年 136 報、平成 20 年 145 報であり、ほぼ同数を維持している。また過去 3 年間の国内外での学会発表総数は平成 18 年 287 報、平成 19 年 277 報、平成 20 年 357 報であった。しかしながら、その実数には教員間で大きな開きがあり、すべての教員が均等に研究業績を挙げているわけではない。全専任教員が研究成果をさらに積極的に公表していくことに取り組む必要がある。
- ・ 現在、実務家教員が医療機関や保険薬局で研修することは制度的に実施されていない。本学の実務家教員は病院または保険薬局のいずれかでの実務経験を有するのみである。実務実習事前教育を推進する上で、実務家教員が病院及び保険薬局双方の薬剤師業務に精通していることが重要であることから、実務家教員の積極的な自己研究を今後実践していかねばならない。

[改善計画]

毎年の科学研究費補助金の申請を全教員に義務づけるなど、研究活動をさらに活発にするための方策を学部全体で講じていく。また、実務家教員の医療機関での研修体制を早急に構築していく。

(9-3) 職員組織

基準 9-3-1

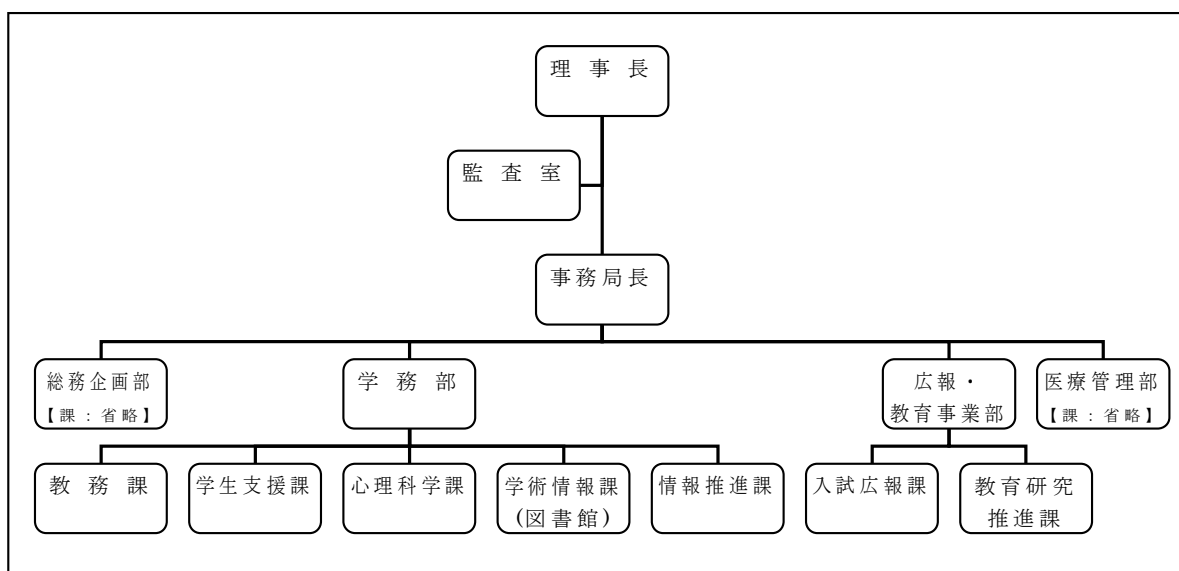
教育活動及び研究活動の実施を支援するための事務体制を有していること。

【観点 9-3-1-1】 学部・学科の設置形態及び規模に応じて、職員配置を含む管理運営体制が適切であること。

【観点 9-3-1-2】 実務実習の実施を支援する事務体制・組織が整備され、職員が適切に配置されていることが望ましい。

[現状]

本学の事務組織体制は下表に示すとおりである。



教育活動の実施を支援する事務部門は「学務部」であり、薬学部の教学に直接関わるのは「教務課」である。教務課では、次長職・課長職を含め13名の事務系職員が心理科学部(別キャンパス)を除く大学全体の教務事務全般を担当しており、各学部担当者はほぼ均等な人員配置となっている。主に薬学部を担当する事務職員は3名で学部及び大学院の教務事務全般の他、教授会・研究科委員会の運營業務なども担当している。このほかに他事業業務を担当する事務系職員1名が薬学部の教務事務の補助業務を兼務している。

研究活動の支援する直接担当する事務部門として「広報・教育事業部」の「教育研究推進課」があり、課長職を含め5名の事務系職員により全学の科学研究費補助金などを担当している。

[点検・評価]

- ・大学全体の管理運営体制については、特に問題はなく適切である。
- ・薬学部の教学関係については、上記のとおり兼務の事務職員を含めた体制により薬学部関係実務を遂行しているが、業務遂行上で特に支障を生じている状況はなく、ほぼ適切である。ただ、特に教務関係業務においては、年度・学期の初

め、学期・年度末などのピーク時を中心に時間外勤務があるほか、兼務の事務職員の薬学部関係の業務量も増大してきており、今後、学年が進行し6年制課程が完成するなかで、特に長期実務実習関係業務など、教務関係の業務量の増大が見込まれ、担当事務職員の負担増が想定される。

[改善計画]

今後の薬学部の学年進行による教務関係の業務量の増大、特に長期実務実習関係業務の状況に応じた職員の適正な配置についての検証を行う。

(9-4) 教育の評価／教職員の研修

基準 9-4-1

教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-4-1-1】 教育内容及び方法，教育の成果等の状況について，代表性があるデータや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ，その結果に基づいた改善に努めていること。

【観点 9-4-1-2】 授業評価や満足度評価，学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ，学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど，学生が自己点検に適切に関与していること。

【観点 9-4-1-3】 教員が，評価結果に基づいて，授業内容，教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

[現状]

本薬学部での学生による授業評価は平成5年度より継続して実施しており、ここ4年間の実施率は緩やかに増加している。平成20年度では、前期及び後期で1科目以上の授業担当者として薬学部教育に関わった本学教員講師以上73名のうち、授業評価を受けた教員は73名全員であり、実施率は100%となっている。また、平成20年の全配当科目数116のうち授業評価対象科目数は94科目であり、そのうち授業評価を実施した科目数は93科目、実施率は98.9%となっている。

学生による授業評価実施状況(平成20年度)

①教員別

専任教員	教員数	対象教員数	実施教員数	実施率(%)
教授	36	36	36	100
准教授	25	25	25	100
講師	16	12	12	100
総計	77	73	73	100

②科目別

	配当科目数	対象科目数	実施科目数	実施率(%)
前期	63	55	55	100
後期	49	39	38	97.4
通年	4	4	4	100
総計	116	94	93	98.9

学生による授業評価は、評価結果について担当教員へのフィードバックのみであったが、平成18年度結果から学内公表(ホームページ上)を実施している。結果の公表については、自由意見を除き担当教員名とともに公表を原則としている。担当

教員名の公表を希望しないこともできるが、希望しない教員名は公表される。なお、授業についての教員からの説明、アピールとなる教員アンケートも実施しているがその公表には至っていない。

アンケートの実施方法について薬学部では、授業形式のものを対象としてその最後あるいは最後に近い適当な時期に行なうことにしている。1つの科目を2人以上の複数教員が担当している場合は原則としてそれぞれアンケートを実施することになっているが、1人当たりの授業回数が5回未満の場合や、少人数の講義(目安として20名以下)の場合には任意となっている。

アンケートの回収方法については、第三者(TA、学生など)が回収し、封入した上で教務課に提出することとして、厳正な実施に務めている。

授業アンケート内容 以下のそれぞれの質問項目ごとに次の1~5のうちから選択する。

- (1. 強くそうは思わない 2. そうは思わない 3. どちらともいえない 4. そう思う
5. 強くそう思う)

自己評価

- 1 この授業の出席率は、ほとんど出席した(3)、ときに休んだ(2)、かなり休んだ(1)
- 2 自分はこの授業に意欲的に取り組んだ
- 3 この授業を受けるために、シラバスを有効に活用した

授業について

- 1 シラバスは授業の目的、内容、評価方法等を具体的に示していた
- 2 授業はシラバスにそって体系的に行われていた
- 3 教員の熱意が伝わった
- 4 授業での声は、聞き取りやすかった
- 5 黒板の字は読み取りやすかった
- 6 授業は、重要な点を網羅し、まとめていた
- 7 授業は、難解な内容でも、わかりやすく進めた
- 8 テキスト、プリント、スライド、IT機器などを適切に利用し、理解に役立った
- 9 学生が理解しているかどうかをチェックしながら授業を進めた
- 10 授業で効果的に学生の参加(発言、自主的学習、作業など)を促した
- 11 教員は、学生の質問・発言等に適切に対応した
- 12 速すぎず、適切な速さで授業が行なわれた
- 13 授業の難しさは適切であった(難しすぎ、ほとんどの学生がついて行けないという授業は1)
- 14 適切に授業外学習(レポート、宿題、自習)などを課した
- 15 授業により学問的興味を刺激された
- 16 シラバスで求める授業の履修目的を達成できた
- 17 授業により、新しい知識、考え方、技能を修得でき、さらに勉強したくなった
- 18 価値のある授業であった(総合的に良い授業であった)
- 19 教員の自由設問 1
- 20 教員の自由設問 2

[点検・評価]

薬学教育に関わる教員の100%が授業評価を実施し、98.9%の開講科目で実施していることは高く評価できる。教員、学生ともに授業評価の意義と重要性が充分

認識されているものと考えられる。

学生による授業評価アンケートについての処理業務を業者委託から学内処理に切り替えたことにより、教員へのフィードバックに要する時間がわずかながら短縮されている。結果は、担当教員へのフィードバックのほか、平成 18 年度からホームページ上で学内公表(非公表希望者を除く)を行っているが、教員アンケートについても、公表へ向けての改善を要する。

[改善計画]

今後も 100%実施を目標に教員の授業評価参加を促す。また、授業評価アンケート結果の公表に際し、教員アンケートとリンクさせる仕組み(入力フォームなど)を構築する。

基準 9-4-2

教職員に対する研修(ファカルティ・ディベロップメント等)及びその資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

[現状]

全学的な取り組みとして、平成14年度から実施している全学FD委員会によるFD研修に加え、平成19年度から新たに本学に就任した教員を対象に新任教員研修を実施している。薬学部教員の出席状況については下表の通りである。また、FD研修報告書とFDニュースレターを発行し、全教員に配布している。

新任教員研修実施状況

	2009年度	2008年度	2007年度
	4月4日(土) 9:00~17:00 札幌サテライトキャンパス	4月5日(土) 9:00~17:00 札幌サテライトキャンパス	4月4日(土) 9:00~17:00 あいの里キャンパス
薬学部	講師1 助教1	教授1 准教授2 助教3	准教授2 講師1 助教3

FD合宿研修実施状況

年度/テーマ等	2008年度	2007年度
	9月13日(土) 14日(日) 定山溪温泉	9月22日(土) 23日(日) ないえ温泉
	大学教育における コミュニケーション	導入教育を設計する
薬学部	7	7

薬学部独自の取り組みとしては、平成20年度に全学FD委員会とは独自に薬学部FD委員会を立ち上げ、薬学教員の教育・研究の向上を目指したセミナーと、ワークショップ形式のFD研修を主催、あるいは他のFD研修を共催している。その実施状況は次の通りである。

主催事業

①第1回薬学教育セミナー「薬学教育は大改革が進行中」

平成20年6月20日(金) 北海道医療大学総合図書館大会議室 16:00~17:30

参加者 51名(薬学部教員47名、その他4名)

薬学部教員参加率 77.0% : 61名(長期出張・長期休暇者を除く)中 47名参加

②第2回薬学教育セミナー・ワークショップ

平成20年11月22日(土) 北海道医療大学中央講義棟 13:00~17:00

1. 基調講演「薬学教育におけるPBL(Problem-based learning)の導入について」

2. ワークショップ「PBL授業を体験する」

参加者 47名(薬学部教員45名、その他2名)

薬学部教員参加率 72.6% : 62名(長期休暇者を除く)中 45名参加

③平成21年度薬学教育セミナー・ワークショップ

平成 22 年 2 月 26 日(金) 北海道医療大学中央講義棟 12:40～17:30

1. セミナー 1「高校生の基礎学力の現状」
2. セミナー 2「薬学部学生追跡調査(成績)の試み」
3. ワークショップ「学生の学力の問題点とその解決への取り組み」

参加者 60 名(薬学部教員 57 名、その他 3 名)

薬学部教員参加率 87.7% : 65 名(長期休暇者を除く) 中 57 名参加

共催事業

- ① 大学教育開発センター主催第 1 回シンポジウム「北海道医療大学・国家試験対策」

平成 21 年 7 月 2 日(木)、3 日(金) 北海道医療大学 P-1 講義室 17:15～19:00

2 日 薬学部教員参加率 76.9% : 65 名(長期休暇者を除く) 中 50 名参加

3 日 薬学部教員参加率 56.9% : 65 名(長期休暇者を除く) 中 37 名参加

- ② 「戦略的の大学連携支援事業」北海道医療大学ワーキンググループ主催

北海道医療大学 FD 研修「e-learning システムを用いた教育支援とその実際」

平成 21 年 12 月 7 日(月) 北海道医療大学 P-1 講義室 17:00～18:30

薬学部教員参加率 38.5% : 65 名(長期休暇者を除く) 中 25 名参加

[点検・評価]

- ・ 新任教員研修は、当該年度 4 月 1 日付け採用教員と前年度中途採用者を対象に実施し、第 1 部は大学の目標と事務機構の説明を中心に、第 2 部は教育機構と教育を中心とし、ワークショップを取り入れたものになっている。研修終了後のアンケートでは、やや詰込み過ぎとの意見もあったが内容等については概ね好評であった。FD 研修は、2 日間の合宿形式で実施しており、各学部等から 10 人前後が参加している。毎回、ワークショップ形式によりテーマに沿ったプロダクトが作成され、報告書にまとめられている。ここ数年の研修には、初参加者が大半を占める状況で、全学における FD 研修のあり方をあらためて見直す必要がある。また、研修において提案された様々なプロダクト(研修の成果)を具体化(実質化)するには至っておらず、この実現に向け新たな取組を考える必要がある。
- ・ 薬学教育に焦点を絞った薬学部 FD 委員会独自の取り組みとして、毎年セミナーとワークショップを取り入れた活動を実施したことは評価できる。しかし、薬学部教員参加率がいずれも 80% 以下であり、出来る限り多くの教員の参加を呼びかけて行く必要がある。

[改善計画]

全学 FD 活動として行われる新任教員研修については、講演形式とワークショップ形式を分けて実施することにより、より充実した研修スタイルを確立する。特に、ワークショップ形式研修には、新任教員に限らず、本学の研修初心者を含めることにより、FD 研修との棲み分けを明確にできる。FD 研修については、新任教員研修の上述のような見直しにより、研修テーマを十分に意識した参加者募集を行い、

さらにその成果を具体化するための戦略を模索する。

薬学独自の FD 活動についても、今後もセミナーとワークショップ形式を組合せての活動を行なうことにより、より充実した FD 研修を実施するとともに、多くの教員が参加できるような実施方法と研修テーマを検討する。